

◇所得制限限度額表

※平成30年8月から

扶養親族等の 数	請求者（本人）		扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

●限度額に加算されるもの

- ①請求者（本人）… 老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合は10万円／人
 特定扶養親族および16歳から18歳の扶養親族がある場合は15万円／人
- ②扶養義務者等 … 老人扶養親族がある場合は6万円／人（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は1人を除く）

●所得額の計算方法

所得額 = 年間収入額 - 必要経費（給与所得控除額） + 養育費の8割 - 8万円 - 諸控除

諸控除の額	障害者控除・勤労学生控除…270,000円	特別障害者控除…400,000円
	配偶者特別控除・医療費控除等…地方税法（住民税）で控除された額	